

## 平成 29 年度医療機器・販売業などの管理者に対する継続研修について

平成 17 年 4 月より施行された改正薬事法では、コンタクトレンズ等の高度管理医療機器の販売を取り扱っている営業所の販売管理者については、販売に当たり事前に都道府県への申請・許可が必要となり、更に平成 18 年度からは許可を受けた販売管理者は継続研修を毎年度受講することが義務づけられました。研修参加を希望される方は、以下をご確認の上、お申し込みいただきますようご案内致します。

### 1. 研修の目的

- 1) 医薬品医療機器等法施行規則第 168 条及び第 175 条第 2 項に基づく医療機器販売業等の営業所に対する研修
- 2) 医薬品医療機器等法施行規則第 194 条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修

### 2. 受講対象者

平成 28 年 3 月 31 日時点で、「高度管理医療機器等販売業」の許可を取得している医療機器販売業等の営業所の管理者

### 3. 研修内容

- |                     |               |          |
|---------------------|---------------|----------|
| 1) 薬事法その他薬事に関する法令   | 講師：千葉県薬務課担当官  | 西條 雅明 先生 |
| 2) 医療機器の品質管理        | 講師：千葉県眼科医会副会長 | 佐野 研二 先生 |
| 3) 医療機器の不具合報告及び回収報告 | 講師：千葉県眼科医会顧問  | 入江 純二 先生 |
| 4) 医療機器の情報提供        |               | 佐野 研二 先生 |

### 4. 研修の開催日時・開催会場・定員

開催日時：平成 29 年 11 月 18 日（土曜日）14：30～16：30

**受付 14：00～**（時間厳守：途中入場・退席はできません）

開催会場：ホテルポートプラザちば 2 階『パール』

〒260-0026 千葉市中央区千葉港 8-5

交通の案内：<http://www.portplazachiba.com/access/>

定 員：**100 名**

### 5. 申し込み必要書類

受講申込書に郵便局にて振り込んだ「払込金受領証」のコピーを指定箇所に貼付する。

口座番号 **00140-2-623730**（昨年と同じです）

加入者名 千葉県眼科医会

受講料：千葉県眼科医会会員 3,000 円

〃 会員以外 5,000 円

同封の申込書にて、お申込み下さい。

記入漏れ、「払込金受領証」コピー未貼付の場合、受講申込みが無効となります。

### 6. 受講申込み

郵送又は F A X にて申し込み下さい。

締め切り：平成 29 年 10 月 26 日（郵送の場合 10 月 24 日消印有効）

**締切終了後、受講票を送付いたします。**

受講当日は忘れぬよう持参下さい。

**また、本人確認が出来る自動車免許証、パスポートなど写真の付いた証明書をご持参下さい**

申込み先：〒290-0056 千葉県市原市五井 2541-5

麻薙眼科内 千葉県眼科医会事務局

F a x : 0 4 3 6 - 2 1 - 5 5 8 7

なお、受理した受講申込み書類は返還しません。講演開催前受講キャンセルの場合、受講料は講習終了後、申込者住所地宛現金書留（封書・送料差し引き）にて返還いたします。